

施設基準を要する手術の届出

厚生労働大臣の定める院内掲示が義務付けられた当院の施設基準対象手術実施件数は以下の通りです。（期間：2024年1月～2024年12月）

●	区分 1 に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	件
イ	黄斑下手術等	0	件
ウ	鼓室形成手術等	0	件
エ	肺悪性腫瘍手術等	7	件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	件
●	区分 2 に分類される手術		
ア	靱帯断裂形成手術等	0	件
イ	水頭症手術等	6	件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	件
エ	尿道形成手術等	0	件
オ	角膜移植術	0	件
カ	肝切除術等	0	件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	件
●	区分 3 に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0	件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	件
エ	母指化手術等	0	件
オ	内反足手術等	0	件
カ	食道切除再建術等	1	件
キ	同種死体腎移植術等	0	件

[illegible]